



介護保険による住宅改修は「事前申請」が必要です

介護保険では、在宅の要介護者や要支援者が、自宅で生活を続けられるように住宅の改修を行った場合に、費用の一部を支給します。なお、改修工事着工前に必ず事前申請を行い承認を受けてください。

1 住宅改修を利用できる方

介護保険被保険者で次の条件を満たす方

◆ 要支援1・2、要介護1～5の認定を受けている方

◆ 在宅で生活をしている方

※認定開始日前行った住宅改修や事前申請承認前に行った住宅改修は、支給の対象になりません。

※事前申請には、住宅改修が必要な理由書、改修予定箇所の写真、平面図(改修前後の状態が分かるもの)、工事見積書などが必要です。改修前に介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

● 改修する住宅の住所が介護保険被保険者証の住所地と同一であること。

2 対象となる工事種別

- ① 手すりの取り付け
- ② 床、通路面の段差の解消
- ③ すべり防止及び円滑な移動のための床材の変更
- ④ 開き戸から引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥ その他住宅改修に付帯して必要となる改修

3 介護保険から支給される額

◆ 要介護度に関係なく対象工事費のうち20万円を上限に費用を支給します。介護保険から9割(上限18万円)を支給し、利用者は1割を負担します。

※支給上限(20万円)超過分については、全額自己負担と

なります。

◆ まず費用の全額を先に業者に支払っていただき、あとで費用の9割分を支給する「償還払い」と、利用者が9割を差し引いた金額を支払い、9割を業者が利用者に代わって請求して支給を受ける「受領委任払い」があります。

◆ 改修費用の合計が支給上限になるまで、何度でも改修はできます。ただし、原則として一度全額を使い切ってしまうとそれ以上の支給はありません。

4 申請窓口

申請書、理由書などに必要事項を記入して、添付書類とともにくらし部健康課に申請してください。

☎ 杵藤地区広域市町村圏組合

介護保険事務所 ☎ 0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください)

武雄市 くらし部 健康課 ☎ 23-9135

○ 介護保険事務所のホームページ

<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>



担当:渡邊



すべり防止や段差解消、手すりの取り付け工事

【有料広告】

ケーブルワンで24時間時代劇

時代劇専門チャンネル

株式会社 Cable One 〒843-0023佐賀県武雄市武雄町昭和360
FAX 0954-23-2448 ホームページ <http://www.cableone.jp> お問い合わせ 0954-23-7511
CABLEPHONE 090-8432-9511